

申告受付期間

2月16日(火)～3月15日(月)

会場が中央公民館に変更

新型コロナウイルス感染症対策のため、役場から中央公民館講堂に変更になっています。

申告受付の日時と対象地区

会場：中央公民館講堂（午前：8時30分～11時30分・午後：13時～16時）

ひろた交流センター（日程：3月1日～3日・全日：9時～15時・対象：広田地域限定）

月日	時間	対象地区	会場	
2月	16日(火)	午前	中央 公民館	
		午後		宮内
	17日(水)	午前		千足・上南台
		午後		大角蔵・七折・川井・川井団地
	18日(木)	午前		さかえ・幸田
		午後		頭ノ向
	19日(金)	午前		山並・永立寺
		午後		大畑・あかがね
	22日(月)	午前		指定日に都合の悪い人
		午後		
24日(水)	午前	千里地区（川登・万年）・大平・岩谷		
	午後	上ノ山・戎・中通・富士		
25日(木)	午前	天神		
	午後	五本松		
26日(金)	午前	岩谷口・射場		
	午後	外山・鶴ノ崎・大谷		
3月	1日(月)	午前	中央 公民館	
		午後		久保田・客
		全日		向南台
	2日(火)	午前		北川毛
		午後		北川毛
	3日(水)	全日		満穂・篠谷・玉谷・大内野
		午前		南ヶ丘
		午後		南ヶ丘北・上野
	4日(木)	全日		中野川・多居谷・仙波・高市
		午前		指定日に都合の悪い人
午後				
5日(金)	午前	高尾田		
	午後			
8日(月)	午前	上原町・三角		
	午後	八瀬・県団地		
9日(火)	午前	原町		
	午後	麻生・田ノ浦・拾町		
10日(水)	午前	重光・八倉		
	午後	指定日に都合の悪い人		
11日(木) ～ 15日(月)	9時～ 16時 (※1)	指定日に都合の悪い人 13日(土) 休み 14日(日) 臨時開場		

※1 11時30分～13時を除く

申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人・扶養親族の本人確認書類（運転免許証・パスポート・医療保険証など）
- 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバーの通知カードなど）

障害者控除を受ける人

- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 障害者控除対象者認定書（65歳以上で介護保険の要支援か要介護の認定を受けている人）

所得の計算に必要な書類

- 給与・年金などの源泉徴収票（原本）や事業主からの支払証明書
- 生命保険の年金や一時金などの書類
- 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある人）

各種の所得控除を受ける場合

- 社会保険料控除証明書（国民年金・任意継続健康保険など）
- 生命保険料・地震保険料控除証明書、寄付金などの支払証明書または領収書
- 医療費控除の明細書
- 親族関係書類、送金関係書類（国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ）

所得税の還付申告をされる場合

- 振込先口座（申告者本人名義）のわかるもの（キャッシュカード、通帳など）

